

## 福祉タクシー予約制（南部）の利用上の注意

### 1. 予約先

利用券綴り裏表紙に記載したタクシー会社へ、利用日の14日前から前日までに、直接、電話予約してください。電話番号、予約時間は下記の通りです。

阪神タクシー配車センター	0798-41-0081	8:00~19:00
阪急タクシー配車指令	0570-089-800	10:00~22:00

リフト付タクシー	くすの木福祉会	090-4765-6448	7:00~19:00
	グローバルウオーク	0798-63-5213	9:00~17:00 (月~土) 10:00~16:00 (日・祝)
	かいんどりー	0120-22-1952	8:00~20:00
	ふうりんネットワーク	0120-9269-39	7:00~21:00
	兵庫メディカルサービス	080-5337-7544	7:00~22:00
	西宮介護タクシー協会	0798-71-5390	9:00~18:00

### 2. 予約方法

電話予約時に、まず福祉タクシーの予約であることを伝えてください。そして、氏名、自宅の住所と電話番号、登録番号、利用日と時刻、行先を伝えてください。

配車センター受付が、復唱しますので、確認してください。

例えば、「福祉タクシー（又はリフト付タクシー）を予約します。登録番号は〇〇番です。氏名は、〇〇。住所は、〇〇町〇番〇号です。〇月〇日〇曜日の何時に、自宅から〇〇まで。帰りは、何時に、〇〇から自宅まで」

### 3. 利用できる日・時間帯

◎ 普通タクシーは、365日、7:00~24:00の時間の間、利用が可能です。

◎ リフト付タクシーは、次の時間帯に利用できます。

- ①くすの木福祉会 : 365日
- ②グローバルウオーク : 365日 7:00~20:00
- ③かいんどりー : 365日
- ④ふうりんネットワーク : 365日 7:00~22:00
- ⑤兵庫メディカルサービス : 365日 7:00~20:00
- ⑥西宮介護タクシー協会 : 365日

### 4. 利用できる行先

利用できるのは、別紙の記載例のとおり医療機関等の行先に限られております。それ以外の所へ行く場合は、助成できませんので全額利用者の負担となります。利用券を不適切に使用されますと、利用停止となりますのでご留意願います。

### 5. 利用できる地域

◎ 普通タクシー・・・西宮市内は往復利用可。西宮市外へ行く場合は、往路利用に限ります。ただし、尼崎市、芦屋市及び宝塚市の場合は、往復利用できます。

◎ リフト付タクシー・・・西宮市内から、西宮市、大阪市、神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町への往路利用と往復利用に限ります。

※市外から市外の利用はできません。

## 6. 利用者負担について

- ① タクシー料金（身体障害者手帳または療育手帳提示の場合は※障害者割引後の料金）の1割相当額（10円未満の端数を切り捨てた額）と市助成金の2,000円を超える分は、利用者負担になります。降車時に、タクシー乗務員に、障害者手帳を提示して利用券を渡すとともに、利用者負担額を、直接、支払ってください。（別紙参照）

※精神障害者保健福祉手帳で障害者割引が適用されるかは、各タクシー会社によって異なりますので、割引が適用される場合は手帳を提示してください。

- ② 有料道路の通行料は、タクシー料金とは別に利用者負担となります。

またストレッチャーなどを使用する場合は、別途料金が必要となる場合があります。

下表をご参照いただき、ご確認の上ご利用ください。

リフト付 タクシー	ストレッチャー	リクライニング 車椅子	車椅子	介助料	迎車回送料金
くすの木福祉会	ストレッチャー 対応不可	1,000円/1回	無料	なし	なし
グローバル ウォーク	1,500円/1回	1,500円/1回	無料	500円/1回	あり
かいんどりー	3,000円/1回	2,000円/1回	無料	500円/1回 (30分)	あり
ふうりん ネットワーク	3,000円/1回	2,000円/1回	無料	500円/1回 (30分)	あり
兵庫メディカル ケアサービス	3,000円/1回	1,500円/1回	無料	500円/1回	あり
西宮介護 タクシー協会	3,000円/1回	2,000円/1回	無料	要問合せ	あり

\*ストレッチャー・車椅子はレンタルした場合にかかる料金です。

## 7. 配車後のキャンセル

予約したタクシーをキャンセルする場合は、早目に電話して下さい。配車された後のキャンセルは乗車しないため、利用券は使用出来ません。迎車料金は現金払いで自己負担となります。

## 8. 利用券の返却について

今お持ちの利用券の有効期限は、令和4年3月31日までです。期限の切れた利用券は、お手元で破棄していただきますようお願いいたします。

新しい利用券は、令和4年4月1日から使用できます。有効期限は令和5年3月31日までです。

### 注意事項

- ① 利用券を再発行することはできませんので保管には十分注意してください。また利用券を使い切った場合、追加交付はありません。
- ② 利用券の使用は、タクシーの利用1回につき1枚の使用となります。
- ③ 利用券の表紙に記載されている人以外は使えません。
- ④ ストレッチャーなどを利用したり、介助を受ける場合等に、別途料金が必要になる場合があります。事前にタクシー会社にご確認の上、ご使用ください。
- ⑤ 入院中、入所中のご使用はできません。
- ⑥ 利用券を他人に譲渡したり、貸与すると登録を取り消す場合があります。

次の場合は利用券を返却してください。

- ①登録利用者が死亡した時
- ②登録利用者が市外へ転出した時
- ③登録利用者が施設へ入所した時